

第3報告 「動物の安楽死と法」

目次

- 〔1〕一定の動物に対する人為的致死処置に関する概念、分類
- 〔2〕動愛法上の「殺処分」を執行する行政主体とは？
- 〔3〕「殺処分」に関するフェイク情報 その1——行政による殺処分は「器物損壊罪」を構成する。
- 〔4〕「殺処分」に関するフェイク情報 その2——都道府県等による犬猫の引取り（動愛法第35条第1項又は第3項）は「遺失物法」違反である。
- 〔5〕「殺処分」に対する海外の捉え方

■本報告の要点

（1）動物に対する人為的致死的処置は、その目的論的観点から2つの概念がある。当該動物の動物福祉又はQoLの観点から獣医学的判断としての「安楽殺」と公害・公衆衛生行政又は自然生態系保全（外来種対策）といった公益・国益実現の観点から行政処分としての「殺処分」である。主要欧米諸国は、これら人為的致死的処置を、明確な法的根拠に基づいて実効しているが、我が国は、その点が十把一絡げの漠然とした法設計になっている。

（2）飼養動物に関する基軸法たる動物愛護管理法における「殺処分」（上記（1）の分類でいうところの「安楽殺」も包含される概念）に対する正確な解釈を展開する。というのは、この「殺処分」については、一部の者は強固に反対運動を展開し、行政に対して卑劣な攻撃をするケースも見受けられる。またネット上では殺処分は動愛法違反だとか、憲法違反だとか、あるいは動愛法第35条に基づく所轄行政庁の「引取り」（殺処分の契機）は遺失物法違反だとか器物損壊罪を構成するといったフェイク情報も散見される。本報告では現行法の規定を改めて詳解する。

（3）動物に対する人為的致死的処置に関する主要欧米諸国の法制度及び動物保護団体の考え方について紹介しつつ、我が国の今後の政策の方向性について考察する。

※本報告は、本学会の「第4回学術集会」（2025年3月15日）の続編に相当する（参考資料1）。

※なお本報告は、2026年3月30日（月）に出版予定の『神奈川法学』（第58巻3号）に掲載される予定である。

〔1〕一定の動物に対する人為的致死処置に関する分類

《1》「動物福祉」(animal welfare) 又は動物の「生活の質」(Quality of Life, QoL) の視点に立った主として獣医師による医学的判断及び飼い主(所有者)等一定の権原者の意思(合意)に基づく《契約行為》としての「安楽殺」

《2》一定の法的根拠に基づく所轄行政庁の公益実現のための《行政処分》としての「殺処分」

《1》「動物福祉」(animal welfare) 又は動物の「生活の質」(Quality of Life, QoL) の視点に立った主として獣医師による医学的判断及び飼い主(所有者)等一定の権原者の意思(合意)に基づく《契約行為》としての「安楽殺」

「安楽殺」とは、高齢や不治の病、特に痛みを伴う病状に苦しむ動物がもはや末期段階に至ったり、又は治療不可能な怪我等を負った場合に、当該動物の「生活の質」(Quality of Life, QoL) の視点に立った獣医師による人道的致死処置(当該動物に対する最善の利益(幸福))をいう。また「安楽殺」は、飼い主の意思(希望)又は同意を前提とし、かつ飼い主の経済的・社会的背景(コスト意識)も斟酌して処置に及ぶ点、ある種の功利主義に基づく判断が介在する。「安楽殺」については、さらに以下のように細分化される¹。

(1) 臨床的理由に基づく場合

① 長期的な安楽死 (a long-term euthanasia) : 末期的疾患又は老齢による身体状態の悪化を原因とする場合

② 緊急の安楽死 (emergency euthanasia) : 事故による深刻な障害を負い、治療不可能又は非常に高額な医療費がかかる場合 ⇒ 《人間側の都合・功利(便宜)主義又は人間中心主義》

(2) 健康な動物に実施される場合 ⇒ 《人間側の都合・功利(便宜)主義又は人間中心主義》

① 解決できない行動上又は気質上の問題を理由とする場合 : 嘔み癖など人や動物(所有者の客体たる「他人の物」に限らない)等に危害・損害を与える、又は与えるおそれがある場合

② 動物の世話を飼い主が継続できなくなった場合

(1) 不可抗力事情による場合 : 飼い主自身の入院や死亡、経済状況の悪化や家族関係の変化といった場合

(2) 利己的事情による場合 : 大きくなりすぎて飼いきれない、興味がなくなった、かわいいと思わなくなったなど。

(参照1) 社団法人日本獣医師会の「小動物医療の指針」における安楽死について

「診療対象動物が治癒の見込みがなく、しかも苦痛を伴っている、あるいは重度の運動障害、機能障害に陥っている等、安楽死させることが動物福祉上適当であるとみなされる場合には、獣医師は、飼育者と十分に協議したうえで、飼育者自身の意志、決定のもとに当該動物を安楽死させることは、許容される」と定めている。

《2》一定の法的根拠に基づく所轄行政庁の公益実現のための《行政処分》としての「殺処分」²

- (1) 飼養動物に対する「殺処分」
- (2) 野生動物又は野生化動物に対する「殺処分」

(1) 飼養動物に対する「殺処分」

①飼養動物に対する「殺処分」は、「安楽殺」とは異なり、**公害・公衆衛生行政又は自然生態系保全政策（外来種対策）といった公益（国益）実現**を「目的」として、**回帰的に、飼い主等の意思にかかわらず、法律（条例）に基づく行政処分**として、所轄行政庁が法的権限として実施するものである。

②なおその「手段」において動物福祉を重視しなければならない点は、《1》の「安楽殺」との類似点を見出すことができる。

③しかるに「安楽殺」は、**動物主体を実現する「手段」であると同時に「目的」であるが、「殺処分」は、公害・公衆衛生行政あるいは自然生態系保全政策といった公益（国益）「目的」を実現する「手段」として展開される点で双方の相違点を見出すことができる。**

④「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）（以下「動愛法」という。）には、「殺処分」に関する明文規定は存在しないものの、第40条第1項で「**動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない**」（傍点筆者）と規定し、かつ動愛法第35条第1項及び第3項の下部規範たる「**犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について**」（平成18年1月20日環境省告示第26号／最終改正：令和4年環境省告示第54号）では、「**都道府県知事等は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬又は猫について、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない**」（第1-6）とし、加えて「**保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする**」（第4 処分）と規定する。

⑤しかるに動愛法の殺処分対象は、**飼い主（所有者）のいる犬猫と無主物たる野良の犬猫である（動愛法第35条第1項及び第3項）であるので、本報告でいうところの《1》の「安楽殺」と《2》の「殺処分」が混在した法設計となっている。**

■動愛法

（犬及び猫の引取り）

第35条 都道府県等（都道府県及び指定都市、……中核市……その他政令で定める市（特別区を含む。……）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。

2 省略

3 都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

※動愛法第35条第3項の「準用する」の解釈については、本レジュメ8頁に譲る。

⑥都道府県等が犬猫の飼い主やノライヌ、ノラネコの拾得者から法的義務として引き取った動物について、都道府県等は、当該動物に対して「所有権」の移転とは解されないため³、所轄行政庁に終生飼養の「責務」（動愛法第7条第4項）はない⁴。

⑦動愛法のこの制度設計は、同法の前身たる「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和48年第105号）（以下「動管法」という。）の制定当初から存在しており（第7条、第10条）、それはさらに、狂犬病予防法（昭和25年）に基づく「野犬掃討」を引き継いだものである。

⑧ここでの殺処分対象は、必ずしも病気・負傷個体ではない。

⑨どこまで譲渡努力をするか、どのタイミングで殺処分移行を決定するかは、所轄行政庁が当該施設の収容環境、状況、条件等を動物福祉的観点から、また一定の予算（コスト）の範囲内で総合的に判断して決定するので、当該所轄行政庁の判断は、**裁量判断**である。したがって各自治体によって当該判断は一律ではないし、一律である必要もないし、そのこと自体は違法ではなく、批判されるべきことではない（「殺処分をしないと決めたA県のようにB県もやれ！」とか「A県がB県のようにやらないのは違法だ！」というのとは完全な誤った法解釈である）。

■行政事件訴訟法

（裁量処分の取消し）

第30条 行政庁の裁量処分については、**裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り**、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

※注釈：行政庁の裁量処分は、**裁量権の範囲をこえず、又はその濫用がない限り**、裁判所といえども、**当該処分を取り消すことはできない**という解釈である。

⑩さて動愛法第40条第1項が規定する「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」については、同条の下部規範として「**動物の殺処分方法に関する指針**」（平成7年7月4日総理府告示第40号／最終改正：平成19年11月12日環境省告示第105号）（以下「指針」ともいう。）がある。

(i) 「指針」には、「動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努める」（第1 一般原則）。「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること」（第3 殺処分動物の殺処分方法）と規定され、「**動物福祉（animal welfare）への配慮が窺える。**

(ii) また「指針」を解説した『解説本』⁵には、この「殺処分動物への苦痛」とは、肉体的（生理的）苦痛だけではなく、**苦悩、恐怖、不安といった非肉体的（精神的）苦痛も包含されるとする**⁶。

(iii) 他方、獣医療等の現場においては、より詳細かつ実践における医学的、技術的側面等につ

いて、アメリカ獣医師会（American Veterinary Medical Association, AVMA）発行の「動物の安楽死に関するガイドライン（2020年版）」（the AVMA Guidelines for the Euthanasia of Animals: 2020 Edition）や WOAAH 発行の「陸生動物衛生基準」（the Terrestrial Animal Health Code）及び「水生動物衛生基準」（the Aquatic Animal Health Code）等、国際基準に準拠して実施されている。これは動愛法第 40 条第 3 項にいう「国際的動向に十分配慮」する点と符合する。

⑪「指針」の「第 4 補則」第 2 項には、殺処分の「対象動物⁷以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること」と規定されるが、ここにいう「対象動物以外の動物」とは、本指針の対象動物である哺乳類、鳥類以外の、魚類、は虫類、両生類（それも愛がん用、展示用又は実験用のものに限る）を指しており野生動物を想定していない⁸。

⑫「指針」の『解説本』、すなわち 8 頁には、動物の殺処分ケースとして以下の 4 つを挙げる。

事例 1：重篤な疾病あるいは障害によって回復の見込みがなく、かつ著しい苦痛を伴っていて、個体として救うべからざる状態に陥った場合で、致死以外に方法がない場合

事例 2：動物をひとつの集団としてとらえたときに、その集団の維持が脅かされるといった事態（例えば過剰繁殖）に対応すべく、その生存数的人為的調節（population control）以外に方法がない場合

事例 3：狂犬病のような人獣共通感染症によって人の生存が脅かされ、又は口蹄疫のような家畜伝染病によって莫大な経済的損害が発生するなど、あるいは将来そのようなリスクが予測される緊急事態において、当該動物を致死させる以外に方法がない場合。なお当該事例においては地方公共団体の動物管理施設における飼養継続の経済上の理由による場合なども包含される。

事例 4：科学研究や畜産のために飼養されている動物の利用目的が致死によって完結する場合

⑬『解説本』で列举される各事例のうち、**事例 1** は明らかに本稿の分類でいうところの《1》の類型の「獣医学的レベルの安楽殺」であるが、**事例 3** は、指針「第 1 一般原則」にいう「人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止する」場合と合致し、これは明らかに《2》の「公衆衛生行政上の行政処分」である。

しかるにおよそ本稿で分類・整理した《1》の類型と《2》の類型は、その目的も手段（致死の処置対象たる動物への配慮の程度）も一様ではない。繰り返すが、《1》の安楽殺は、人道的処置としての動物主体の視点による獣医学的判断であるが、《2》の殺処分は、公衆衛生行政や自然生態系保全政策等といった公益（国益）実現のため実施される行政処分である。《1》の安楽殺においては、当該動物に対する動物福祉的配慮のほか、動物愛護の感情が介在しても不自然ではないが、《2》の行政処分としての「殺」は、本来的に動物愛護のフェーズではない⁹。

他方、**事例 2** は、動愛法の適用範囲外の野生鳥獣に対する鳥獣保護管理法に基づく駆除（野生動物管理）である（この点に関しては、上記⑪との関係において『解説本』自体矛盾している）。しかるに動愛法の解釈運用基準を鳥獣保護管理法にも適用してしまうと、ややもすると狩猟鳥獣に対する狩猟（駆除）に対して「福祉的配慮」とは似て非なる「愛護的配慮」が介在する危険性があり（実際に、クマの駆除に対して「殺すな！かわいそう！」というのは「愛護」であって「福祉」ではない！）、鳥獣保護管理法の執行（マネジメント）に悪影響を及ぼしかねない。動

愛法と鳥獣保護管理法は、その対象動物（適用範囲）も異なるし、そもそも当該法律の目的も手段も異なるので、動愛法を基本として鳥獣保護管理法を解釈運用するのは法解釈上誤ったものである。狩猟（駆除）において「動物福祉」に配慮するとしても、それは動愛法に基づく解釈ではない（国民感情、人としての倫理観に基づくものと思料する）。

総じて、我が国の現行動愛法及び同法の下部規範（下部規範ではないが『解説本』も包含して）は、動物に対する人為的致死的処置について十把一絡げの設計となっている。

事例4の実験動物又は産業動物に対する安楽死的処置は、動愛法の管轄ではあるものの《1》の類型でも《2》の類型でもない全く別のカテゴリの「殺」と考えられる。実験動物や産業動物は、基本的には経済活動を包含する国民（住民）の生活の維持及び発展を目指して、「殺」を前提として生産される動物である（一部、蜜蜂のように「殺」を前提とせず生産される産業動物もあるが）。

⑭さて「指針」に基づく飼養動物の種別ごとの具体的な「安楽死」又は「殺処分」遵守事項・技術指導（ガイドライン）⇒「参考資料1」4頁以下。

■家庭動物に関して¹

- ・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号／最終改正：令和4年環境省告示第54号）（以下「家庭動物基準」という。）
- ・「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年環境省告示第26号／最終改正：令和4年環境省告示第54号）（以下「犬猫措置」という。）¹
- ・「小動物医療の指針」（社団法人日本獣医師会 平成14年）

■展示動物に関して

- ・「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年1月20日環境省告示第20号／最終改正：平成24年5月21日環境省告示第83号）
- ・「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成16年環境省告示第33号／最終改正：平成25年環境省告示第83号）

■実験動物に関して

- ・「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号／最終改正：平成25年環境省告示第84号）
- ・「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（日本学術会議 2006年）¹
- ・「実験動物の安楽死処分に関する指針」（公益社団法人日本実験動物協会 最終改定：平成25年5月）

■産業動物に関して

- ・「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号／最終改正：平成25年環境省告示第85号）
- ・「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」（農林水産省 令和5年7月26日付け5畜産第1070号）
- ・「産業動物医の指針」（社団法人日本獣医師会 平成16年）

(2) 野生動物又は野生化動物に対する「殺処分」

①まず確認すべきは、「野生動物」は、前述の通り、動愛法の管轄ではない。動愛法はあくまでも「飼養動物」、すなわち人の支配・管理下に置かれる動物、具体的には家庭動物（ペット、愛玩動物）、展示動物、実験動物及び畜産動物の4種を適用範囲とする。

②野生動物の殺処分は、

- (i) 生活（人的）被害のほか、農林業等への被害を軽減、防御するための個体数調整
- (ii) 生態系被害を予防、防御するための特定外来生物又は外来種の駆除
- (iii) 自然復帰等回復困難（不可能）な傷病鳥獣救護における安楽殺
- (iv) ワイルドライフマネジメント上の致死的調査・研究
- (v) スポーツハンティング（トロフィーハンティング）¹⁰
など多岐に亘る。

③我が国の場合、野生動物に対する殺処分に関しては、日本野生動物医学会が策定・公表する「野生動物研究における動物福祉に関する指針」（2010年）のほか、日本哺乳類学会が策定した「哺乳類標本の取り扱いに関するガイドライン（2023年度改訂版）」がある。

④他方、行政が行政処分として実施しなければならない「殺処分」に関しては、各地方公共団体の事業経営判断（すなわち「裁量判断」）に全面的に委ねられており、そのプロトコルに統一性はない¹¹。この統一性の欠如が齎す弊害として考えられることは、

- (i) 本来的に譲渡可能な個体にまで殺処分が実施されてしまうリスク
 - (ii) 国際基準レベルの動物福祉に悖る殺処分が実施されるリスク
 - (iii) 動愛法の趣旨、目的に違背して全く殺処分を実施しないリスク（「殺処分ゼロ」といった政治スローガンの曲解）
 - (iv) 殺処分の不実施に伴い動物福祉的に問題が指摘し得る劣悪な環境での終生飼養が行われるリスク
 - (v) 「引取り拒否」が横行してしまうリスク
- 等が想起される。

〔2〕動愛法上の「殺処分」を執行する行政主体とは？

■動物愛護管理法

第35条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、^{※1} これを引き取らなければならない【法的義務】。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨に照らして^{※2} 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 略

3 前2項の規定は、都道府県等が^{※3} 所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

4 都道府県知事等は、第1項本文……の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、^{※4} 当該所有者に返還しよう努める【努力義務＝各自治体の裁量】とともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、^{※4} 当該希望する者に譲り渡すよう努める【努力義務＝各自治体の裁量】ものとする。

5 略

6 略

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項本文の規定により引き取る場合の措置に関し^{※4} 必要な事項を定めることができる。

8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項本文の引取りに関し、^{※5} 費用の一部を補助することができる。

(1) ^{※1} & ^{※3}（都道府県等における飼い主等からの犬猫の引取り「義務」）について。

①当該条文は、文字どおり、都道府県等に犬猫の引取りを義務付けるものであるが、翻って解釈するに、都道府県等以外の市町村が引き取ってはならないと、引取りを《禁止》する条文ではない。

この点に関しては、地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づいて都道府県等以外の市町村が引取り業務を実施する例がある¹²。

加えて動愛法の執行は、各自治体の「地域における事務（自治事務）」（地方自治法第2条第2項）と解され、それぞれの自治体で犬猫の引取りをしなければならない必要性（理由）、必然性（根拠・データ）、さらには緊急性があり、かつそれがために独自条例（当該自治体住民の民主的合意文書）を制定し、それに基づく十全なハード・ソフトの体制、さらには十分な予算をもって、これに当たるのであるならば、動愛法の理念、目的に抵触するものではないと考えられる¹³。

②同法第35条第3項は、「所有者の判明しない犬又は猫を引取りをその拾得者その他の者から求められた場合」は、同条第1項を「準用する」と規定する。

ここにいう「所有者の判明しない犬又は猫」とは、主としてノライヌ及びノラネコを指標する

ものと考えられるが、放し飼いの犬猫¹⁴もその外観からは所有者不明の犬猫であろうし、市街地と山林が近接する地域であれば市街地にいわゆる「ノイヌ」や「ノネコ」が出没する可能性もあり得る（次ページの写真参照）。従ってここにいう「所有者の判明しない犬又は猫」とは、ノライヌ、ノラネコのほか、放し飼いの犬猫、さらには地理的状况においてはノイヌ及びノネコも包含する《屋外に居るすべての犬猫》を指標する——これら屋外犬猫こそ「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれ」（同条第3項後段）がある——ものと考えられる。



※アマミノクロウサギ生息域で撮影された「桜耳ネコ」（TNR 個体）

この写真は、アマミノクロウサギ生息域で撮影されたものであるが、ネコの右耳先端がV字にカットされている。これを一般に「桜耳ネコ」というが、これはTNRされた徴証である。TNRのターゲットのノラネコのみである。すなわち奄美大島のアマミノクロウサギ生息域では、ノネコの他にノラネコも出没し得るといことである。この一枚の写真は、自然生態系保全に対するTNRの無意味性、そして我が国の外来種対策における制度設計上の課題を浮き彫りにしたと評解し得る。

※写真提供：興克樹（なおこの写真は、同氏のブログにも掲載されている（<https://amami.exblog.jp/22862406/>））

③同法第35条第3項にいう「準用する」とは、「ある事項を規定しようとする場合に、それと本質の異なる（しかし、それと類似する）他の事項に関する規定を借りてきて、これに適当な修正を加えて当てはめて働かせる場合に用いる」（傍点筆者）¹⁵という意義である。すなわち第1項の“所有者のいる犬猫”と第3項の“所有者の判明しない犬猫”とは、そもそも「本質の異なる」ものであるが、「しかし、それと類似する」点として、“所有者のいる犬猫”も「生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合」（動愛法施行規則第21条の2但書）があり、また“所有者の判明しない犬猫”についても、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれ」（同法第35条第3項）がある。したがって、飼い主（所有権者）の有無にかかわらず、引取りを求められた場合には都道府県等は、それを拒めない」と規定するものである。

(2) ※2 (都道府県等の犬猫の引取り拒否) について

①第35条1項但書にいうところの「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合」とは、動愛法施行規則第21条の2に定める具体例をいう。

■動愛法施行規則

(犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

第21条の2 法第35条第1項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

②まず確認すべきは、法施行規則第21条の2但書により、都道府県等の犬猫の引取り拒否要件は、**絶対的に例外を認めない(一律の判断ではない)**ということ。

③一部の自治体は、動愛法が「動物の所有者(飼い主)」に対して終生飼養を定めていることを根拠に引取りを拒否する事案が起きているとされる¹⁶。

しかるに、まず同法に規定する「飼い主の終生飼養」は**努力義務であり(第7条第4項)、法的義務ではない**¹⁷。他方、動愛法第35条に定められた**行政による引取りは法的義務である**。従って法的義務を負う者(行政)が、自らの義務(職責)を履行せずに、法的義務のない単なる努力義務しか負わない者(引取りを求めてきた飼い主等)に対して「引取り拒否」を強制するのは、動愛法の適正な解釈・運用とは到底いえない。

④また一部の自治体は、**引取り手数料の徴収を引き合いに引取り拒否する事案**があるとされる¹⁸。これについては、確かに安易、無責任な引取り要求を抑制する効果を狙い、また当該事業には当然のことながら我々の血税が使われているわけであるから、犬猫等所有者に一定の金銭的負担を課すこと自体には一定の合理性は認められる。しかるに、それを理由として、**法が行政に課した引取り義務を回避するのは本末転倒の独自解釈と言わざるを得ない**。たとえ手数料回収の困難性という状況があったとしても、それは行政の内部処理の問題であると同時に、それはそれとして一定の法的手続に基づき債権回収を行えば済む話である。行政の引取り拒否は、飼い主による動物の虐待又は遺棄、もしくは多頭飼養崩壊を誘発しかねない。あるいは、いわゆる「引取り屋」¹⁹に譲渡され劣悪な環境下に放置されるかもしれない²⁰。

(3) ※4 (保護収容した犬猫は、①返還、②譲渡及び③殺処分とすること (第35条④・⑦関係)) について

■環境省告示

「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」 (平成18年環境省告示第26号 / 最終改正: 令和4年環境省告示第54号)

第1-7

都道府県知事等は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬又は猫について、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない。

①この告示の書きぶりからすると、主として「安楽殺」が想起されるが、ここに包含される犬猫は第3項に基づいて引き取られた個体、すなわち公害・公衆衛生上問題視される野良の犬猫も入り、これについては理論上の分類からは本報告の分類《2》の「殺処分」になるはずで、我が国の法設計は漠然としている (1項引取り個体と3項引取り個体は、その必要性及び必然性において法の趣旨、理念を異にする点については、本レジュメ3頁を参照のこと)。

②殺処分数の可能な限りの減少を企図する以上、引き取られた犬猫への①返還及び②譲渡に努力すべき点は理解できるが、当該規定が「努力規定」になっているので、実務上は各自治体の裁量判断となる。しかるに現行法は、いかなる状況において「安楽殺」又は「殺処分」に移行するかの判断基準が存在しない。したがってこういった状態は、自治体によっては、軽々に殺処分を実施してしまう危険性がある一方で、もはや安楽殺が当該個体にとっての動物福祉 (QoL) の観点から最善であるにもかかわらず生かされ続けるという問題も惹起し得る。自治体によってバラバラな運用になる危険性があるということである。国は、各自治体が殺処分に至る具体の判断基準を策定し、しっかりとした指導を展開すべきと考える。

(4) ※5 (都道府県等の引取り業務 (第35条第1項) に対する国庫補助) について

■動物愛護管理法施行令

(国庫補助)

第4条 法第35条第8項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の2分の1以内の額について行うものとする。

〔3〕「殺処分」に関するフェイク情報 その1——行政による殺処分は「器物損壊罪」を構成する。

■刑法

(器物損壊等)

第261条 前3条に規定するもののほか、**他人の物**を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(親告罪)

第264条 第259条、第261条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

※※動物への殺傷及び虐待罪が「器物損壊罪」であってはならない理由

①器物損壊罪は、「**他人の物**を損壊し、又は傷害した者」を罰するものなので、自分の犬猫等ペットを殺傷しても同罪にはあたらない。

②加えて、加害者本人が殺傷又は虐待する目的で入手した動物を殺傷又は虐待に及んだ場合にも、器物損壊罪は成立しない。

③器物損壊罪は、他人の財物に対する侵害行為（財産犯）なので「無主物」である野良の犬猫を殺傷しても同罪は成立しない。

④他方、器物損壊罪は、**親告罪（刑法第264条）**なので、飼い主本人からの刑事告発がない限り犯罪は成立しない。したがって殺処分対象たる動物に対して何らの権原も有さない動物愛護団体その他の者には告訴権はない。

⑤飼い主等所有権者が自身の犬猫の引取りを動物愛護センターに求めた場合、その時点で自らの犬猫に対する**所有権を放棄する意思表示**と解し得るので、当該犬猫は「無主物」となる（行政への引取りを以ってして飼い主から行政へと**所有権が移転したとは解されない。行政は当該犬猫に対する「管理権」が発生するのみである**）²¹。したがって行政が引き取った犬猫に対して、飼い主が返還請求をしたにもかかわらず殺処分に至った場合は別として、元飼い主が行政を同罪で告発することは法解釈上あり得ない。

⑥動物への殺傷行為に対する量刑は、現行の動愛法の方が器物損壊罪よりも重いことから（**5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金**）、実務上、器物損壊罪が適用されることはない。

〔4〕「殺処分」に関するフェイク情報 その2——都道府県等による犬猫の引取り（動愛法第35条第1項又は第3項）は「遺失物法」違反である。

■遺失物法（平成18年法律第73号）

第2章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第1節 拾得者の義務

第4条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前2項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

■「遺失物法等の解釈運用基準について」（令和5年12月22日警察庁丙会発第110号）

第3 拾得者の義務（法第4条関係）

3 所有者の判明しない犬又は猫の取扱い（法第4条第3項関係）

法第4条第3項の趣旨は、警察署では動物の飼養や保管に関し専門的な知識を有する職員や専門の施設を有しておらず、他方で、都道府県等……では動物の飼養や保管に関し専門的な知識を有する職員や専門の施設を有しているため、都道府県等において犬又は猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適切であることから、**動愛法第35条第3項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、法第4条第1項及び第2項の規定を適用しないこととしたものである。**」（以下省略）

〔5〕「殺処分」に対する海外の捉え方

《1》主要海外法制の解釈

(1) ユネスコ（国際連合教育科学文化機関（UNESCO））発効の『動物の権利に関する世界宣言』（Universal declaration of animal rights UDAR 1978 (amended 1989)）

当該宣言は、人間の生存（人間社会の維持・発展）を前提として、動物の利用を肯定しつつ²²、その反対解釈として、やむを得ない状況における最終手段として、動物に対する動物福祉的配慮に基づく「殺」も肯定する²³。すなわち、「動物を殺す必要がある場合、それは瞬時に、苦痛なく、恐怖を与えない方法でなされなければならない」（第3条第2項）とし²⁴、これに呼応する形で、飼養動物（Any animal which is dependent on man）は、「いかなる状況下においても、不当に放棄又は殺害されてはならない」（第5条第2項）。「動物の死を不必要に伴う行為、及び当該行為につながる決定は、生命に対する犯罪を構成する。」と規定する（第7条）。

(2) 欧州評議会（Council of Europa）

欧州評議会が発出する動物福祉に関する各種条約等は、以下のとおりであるが、いずれも EU 加盟国の動物福祉に関する立法（法政策）に多大な影響を及ぼすこととなる²⁵。

欧州評議会が署名開放した動物福祉に関する条約は、つぎの5つである。

- ① 「国際輸送中における動物の保護に関する欧州条約」（1968年）（以下「国際輸送条約」という。）
- ② 「農業目的で飼養される動物の保護に関する欧州条約」（1976年）（以下「農業条約」という。）
- ③ 「屠殺に対する動物の保護のための欧州条約」（1979年）（以下「屠畜条約」という。）
- ④ 「実験その他の科学的目的に使用される脊椎動物の保護に関する欧州条約」（1986年）（以下「動物実験条約」という。）
- ⑤ 「ペット動物の保護に関する欧州条約」（1987年）（以下「ペット条約」という。）

上記の5つの条約のうち、動物に対する安楽殺又は殺処分に関する規定は、「農業条約」以外のすべてにおいて確認できる。

「国際輸送条約」は、愛玩動物である犬猫も適用範囲とし（第2条c号）、その第12条に「輸送中に病気又は負傷した動物は、できるだけ速やかに獣医師の処置を受けさせ、必要に応じては、不必要な苦痛を避ける方法で屠殺されなければならない。」と規定し、動物福祉的配慮の下での安楽殺を規定する。

「屠畜条約」においては、「動物は、必要に応じて屠殺直前に拘束され……適切な方法により気絶させなければならない」（第12条）。「しかるに屠殺又は殺処分時においては、動物が回避可能な苦痛又は苦しみを受けることがないよう確保しなければならない」（第17条第2項）と規定し、やはり動物福祉的配慮の下での執行を締約国に義務付ける一方で、例外として、「宗教的儀式に基づく屠殺」、「気絶させることが不可能な場合の緊急屠殺」、「衛生管理目的の動物の殺処分」等を除外するとし（第17条第1項各号）、我々人間社会における営為（公共の福祉）との均衡の上に設計されている。なお当該条約は、その後、各種の「指令」や「規則」の策定に繋がるが、それについては次節で詳解する。

「動物実験条約」に基づいて使用される動物とは、飼養動物たる犬猫も含まれる（第21条第1項）が、「野生生息及び／又は繁殖する幼生形態を含む、あらゆる生きた非人間脊椎動物」（第1条第2項a号）をいい、これにはノライヌ及びノラネコを包含する（第21条第3項2文）。そして「実験終了時においては、当該動物を生存させるか、又は人道的な方法で殺処分するかを決定しなければならない。但し、苦痛又は苦悩が継続的に残存する可能性が高いと判断した場合には、当該苦痛以外は全く正常な健康状態に回復していたとしても、当該動物は殺処分しなければならない」（第11条第1項）²⁶。

さいごの「ペット条約」は、愛玩動物の動物福祉の向上、動物虐待の防止といった愛玩動物を

保護するための基本的な共通原則で、具体的には、愛玩動物の飼育、販売、輸送、展示などに関する規制、また動物の売買及び繁殖に関する規制であるが、加えて愛玩動物の動物福祉の観点からの安楽死的処置（殺処分）について、また公害・公衆衛生行政の観点から迷い動物（stray animals）²⁷も同条約の適用範囲とし（第2条第1項）、その数の削減（殺処分）について規定する（第12条）²⁸。

他方、同条約第2条第2項には、「本条約のいかなる規定も、動物保護又は絶滅の危機に瀕した野生種の保全に関する他の条約の実施に影響を及ぼすものではない。」とあり、絶滅危惧種を含む野生動物保全の、ペット等飼養動物保護（前述の通り飼養動物といえども屋外にいる迷い動物は排除の対象である）に対する優先性が規定されている²⁹。

さて、同条約における動物の「殺」については、その第11条が回復困難な疾病等の苦痛・苦悩からの解放という獣医学的判断としての「安楽殺」（killing）に関して、第12条が公害・公衆衛生行政の観点からの「迷い動物（野良動物（stray animals）」に対する「頭数削減」（Reduction of numbers 殺処分）について、それぞれ規定を置く（本稿にいう《1》の類型の「安楽殺」と《2》の類型の「殺処分」とが共に別個の法的根拠に基づいている。日本は十把一絡げ！）。

まず安楽殺については、「緊急時を除き、動物の苦痛を終わらせるために獣医師又はその他の有資格者以外の者がペット動物を殺処分してはならない。……すべての殺処分は、状況に応じた最小限の身体的・精神的苦痛をもって行わなければならない」（第11条）とし、「獣医師又はその他の適切な資格を有する者の援助を迅速に得ることができない緊急の場合、又は国家の法令で定めるその他の緊急の場合」はこの限りではないとする（同条但し書き）。ここにいう「緊急の場合」とは、例えば伝染病予防などが考えられる³⁰。

他方、迷い動物（野良動物）については、「締約国は、野良動物の数が社会問題として表面化していると判断した場合には、回避可能な苦痛、苦しみ又はストレスを引き起こさない方法で、その数を減らすために必要にして適切な立法上及び／又は行政上の措置を講じなければならない」

（第12条本文及び同条a項）と規定する。なお、同条約の解説書（Explanatory Report to the European Convention for the Protection of Pet Animals（strasbourg, 13.XI. 1987）№20）においても、「公衆衛生及び衛生上の理由により、（ノライヌやノラネコなどの）迷い動物を処分しなければならない場合には、当該処分は、有資格者により人道的かつ最新の科学的手法に基づく方法を用いて実施されることを保証する。」（括弧内筆者）（「I. Introduction」の1-ii-c）と明記されるように、殺処分方法における動物福祉への配慮が謳われている。

（3）欧州連合（EU）

①EUは、動物の屠殺や殺処分に関しては動物福祉政策の一領分として設計されており、それは上記の各種条約に基づく。

②これら条約以外で、欧州評議会が署名開放した動物福祉配慮に基づく屠殺（安楽殺）や殺処分に関して特筆すべきものとしては、

(i)WOAH「陸生動物衛生基準」（2007年）

(ii)「屠殺時における動物の保護に関する規則」

⇒この2009年規則の最上位法が「屠畜条約」である。直截の前身は1993年12月の「屠畜又は殺処分の際における動物の保護に関する指令93/119」である。

(4) ドイツ

①「動物福祉法」

⇒同法は、畜産動物、実験動物、そして愛玩動物等（飼養動物）の「動物を、我々人類と同じく被造物として³¹、人類の責任において」、「その生命と幸福を保持すること」を目的として（第1条第1文）、「何人も合理的な理由なく、動物に痛み、苦痛又は障害を加えてはならない」と規定する（第1条第2文）³²。加えて、「動物を保有し、世話をし、又は世話をしなければならない者は」、「その動物の種や欲求に応じて適正に飼養し、看護し、及び習性に即した環境を提供しなければならない」（第2条第1項）、かつそのための「必要な知識と技能を備えなければならない」（第2条第3項）。また「その動物にとって相応しい運動をする機会を……制限してはならない」（第2条第2項）と規定し、いわゆる動物福祉の大原則「5つの自由」が罰則付き³³の《法的義務》³⁴として規定される。そして連邦食糧・農業省（以下「連邦省」という。）に上記第2条の各種動物飼養に関する具体的な規制要件の法整備権限を付与する（第2a条）。

しかるにその一方で、同法は、飼養動物の治癒・回復不可と獣医師等専門家が判断した場合、及び害獣駆除における安楽殺又は殺処分を規定する（第4条）³⁵。この殺処分対象の動物に対しては、何人も殺処分を回避する目的での譲渡又は取得を禁じる（第3条第2項）³⁶。加えて殺処分の実施に当たっては、その主体、内容、手続及び形式に関しては、前出の「屠殺条約」に基づく（第4b条第2項）、連邦省の規制権限の領分で実施されることと規定されている（第4b条第1項、第3項及び第4c条）。また動物実験に関しても、連邦省は、関係行政機関との合意を前提として、「動物実験に使用された動物の動物実験終了後の取り扱いについて、法令で規定する権限を有する」（第9条第4項本文）として、その一つの方途として、当該動物の殺処分権限を有する（第9条第4項後段第2号）³⁷。また動物保護法第16c条には、連邦省が動物実験を目的として殺処分をする者に対して報告義務を徴する権限を認めている。以上のことから、**ドイツ動物保護法に基づく一定の動物に対する安楽殺（殺処分）は、「行政処分」として設計されている**ことは明白である。

⇒他方、犬猫の殺処分数の減少を目途として、ドイツ動物福祉法は、ノラネコやノネコの温床である**ネコの放し飼いを規制する**。具体的には、飼い主等に対して所有明示や登録制、放し飼いの禁止等を命ずる立法権限を州政府に授与する（第13条b）（「参考資料2」271頁以下）。

⇒他方、「屋外ネコ」に対しては、「連邦狩猟法」において狩猟対象として殺処分を容認する（「参考資料2」273頁以下）³⁸。ここにいう「屋外ネコ」とは、後述の連邦狩猟法の解釈から明白なように、ノラネコ（無主物）に限らず放し飼いネコ（所有権の客体）、逸走した飼いネコ（所有権者の占有から離脱しているものの未だ無主物とは解せない存在）も包含した概念である。すなわちドイツ法は、飼い主（所有権者）の有無で法の領分を確定するのではなく³⁹、法の目的に即して、その適用範囲を画している。

②「連邦狩猟法」

⇒同法は、「景観的及び地域文化的条件に適した種多様で健康な野生動物の個体群の維持、及びその生存基盤の維持・確保」（第1条第2項）ための「狩猟権」——「特定の地域において、狩猟権の対象となる野生動物（狩猟鳥獣）を保護し、狩猟を行い、その所有権を取得する排他的権能」——を保障することを目的とする（第1条第1文）。当該「狩猟権」とは、一定の猟場における排他的「権利」として保障される一方で、彼ら狩猟者には、野生動物を保護する「義務」も課される（第1条第2文）。

⇒そして同法の目的を達成するために、すなわち狩猟動物を保護する目的で狩猟鳥獣の狩猟の他、屋外にいる犬猫の駆除（殺処分）を認めている。すなわち、「狩猟保護（der Jagdschutz）は、野生動物の保護、特に密猟、飢餓、感染症から、また野生化した犬及び猫から（vor wildernden Hunden und Katzen）、さらには野生動物及び狩猟の保護のために発布された諸規定の遵守の実効性を担保すべく、各州を通じて、包括的により詳細な規定を整備するものとする」と規定する（第 23 条）。これを受けて各州の狩猟法では、集落から 200m～500m 離れた場所に居る犬又は猫は、狩猟対象と看做し殺処分することが認められている。例えばブレーメン州狩猟法は 200m（第 27 条）、バイエルン州狩猟法は 300m（第 42 条）、ヘッセン州狩猟法は狩猟期間によって変動するが 300m～500m（第 32 条）である。当該諸規定の解釈であるが、連邦法レベルでは、「野生化した犬及び猫」と規定するのみであるが、州法レベルでは、集落からどの程度離れたところに居るかによって狩猟の可否を決定するものである。およそここにいる「野生化」の意味は、いわゆる完全野生化したノイヌ、ノネコ⁴⁰のほか、ノライヌやノラネコ、さらには放し飼いのイヌ、ネコ、飼い主の手から何らかの要因によって逸走した飼いイヌ、飼いネコも入ることになる。すなわち集落から一定の距離離脱した<<屋外に居る犬猫>>は、すべて狩猟対象となるという解釈である⁴¹。それは、<<屋外に居る犬猫>>が衛生不快害獣であり、かつ家畜伝染病や人獣共通感染症など公衆衛生行政の元凶でもあり、さらには自然生態系の破壊者でもあるので、これら政策の実効性を担保するためには、すべての屋外個体に対して法の網をかけるといった設計である。

⇒連邦狩猟法は、各州政府の判断によっては、ノラネコを含む狩猟動物への給餌行為を禁止する（第 28 条第 5 項前段）。例えばシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の狩猟法では、所轄官庁が狩猟区や地域慣習、また天候異常に伴う食糧不足などを総合的に斟酌して、給餌行為についてケースバイケースで許可制を採用するので（第 18 条）、無許可の給餌行為については、法律違反として 5,000 ユーロ以下の罰金刑に処せられる（第 37 条第 1 項第 9 号及び第 3 項）。ブレーメン州狩猟法、そしてザクセン＝アンハルト州狩猟法でも同様の規定を確認でき、当該規定違反は 2,500 ユーロ以下の罰金刑に処せられる（ブレーメン州狩猟法第 30 条第 2 項、第 41 条第 1 項及び第 2 項、ザクセン＝アンハルト州狩猟法第 34 条、第 44 条第 1 項第 13 号及び第 3 項）。ベルリン市では、食糧不足といった緊急時以外の給餌を禁止した上で、野生動物の自然生息環境基盤を保護するのは、当該土地の所有権者又は使用権者、あるいは狩猟権行使者の義務（自己負担）であると明記する（第 34 条）。当該規定の反対解釈は、上記人物以外の給餌等行為を禁止するという意味と解されよう。そしてこれに違反した場合には、5,000 ユーロ以下の罰金刑に処せられる（第 50 条第 1 項第 9 号及び第 3 項）。このようなノラネコを包含する狩猟動物への給餌行為の禁止は、当該動物の暫時軽減効果が期待されるが故に、結果、捕殺（殺処分）件数の間接的軽減にも期待が寄せられると考えられる。

その他、ドイツ法制において特筆すべきものとしては、産業動物や愛玩動物に対する屠殺又は殺処分に対するハード及びソフト面において、動物福祉的配慮の具体的規制項目を定めた「屠殺又は殺処分に関連する動物の保護及び理事会規則（EC）No 1099/2009 の実施に関する規則（動物保護屠殺規則）」がある。当該規則は、前出の 2009 年規則の補充的、具体的細則であるが（第 1 条第 1 項、第 3 条等）、当該規則違反に対しては、動物福祉法に紐づける形で処罰規定が用意されている（第 16 条）。

(5) イギリス

① 「2006年動物福祉法」

「2006年動物福祉法」は、野生動物を除くヒト以外の、人が飼養・管理するすべての脊椎動物（ノライヌやノラネコは包含される）を「保護動物」(Protected animal) (=適用範囲) とし（第1条第1項、第2項、第2条）、その動物福祉の実現及び虐待等を防止することを目的とする。

動物の所有者及び飼育者は、「恒久的又は一時的を問わず」（第3条第1項）、飼養動物に対して適切なケア（適正飼養）をする法的義務を負う（第9条第1項）⁴²。しかるに同法は、飼養動物に対する「動物福祉」の実現又は「不必要な苦痛 (Unnecessary suffering)」（第4条第1項乃至第3項）⁴³の回避を目的とするものなので、その反対解釈として同法に基づく獣医師又は公的機関による「安楽死（殺処分）」を正当業務行為として許容する（第4条第4項）。すなわち検査官⁴⁴又は警察官が保護動物の殺処分は、同法第18条（動物の苦痛に関する権限）に基づいて、獣医師が当該動物の利益を斟酌し殺処分すべきであると判断した場合に、獣医師による証明を以って実施される（同条第3項）。なお獣医師の判断を仰ぐほどの時間的猶予がないような「緊急性」があり、かつ「殺処分以外の合理的な代替手段がない」と判断した場合には、獣医師の証明なしに殺処分を行うことができる（同条第4項）⁴⁵。また当該検査官等の殺処分の執行を「故意に妨害した者」に対しては、懲役刑若しくは罰金刑又はその両方を以って処罰される（同条第12条、第32条第4項）。

検査官又は警察官が第18条第1項に基づいて保護した動物に対して、地方裁判所は、殺処分を命ずる権限を有する（第20条第1項e号）。当該虐待事案の被害動物に対して、「裁判所は、獣医師の証拠に基づき、動物の利益のために殺処分することが適切であると判断した場合、当該動物の殺処分を命ずることができる」と規定する（傍点及び下線筆者）（第37条第1項⁴⁶、併せて第33条第9項、第35条第8項⁴⁷）。

他方、闘犬、闘鶏などの、いわゆるブラッド・スポーツのために改造、飼育又は訓練された動物に対しては、裁判所は、「当該動物の利益以外の理由に基づいて」（on grounds other than the interests of the animal）、すなわち「公共安全に危険を及ぼすものと判断される場合」には殺処分を命ずることができる（第38条第1項）。

危険犬の殺処分については、そのほか、1871年及び1906年の犬法（the Dogs Act of 1871 and 1906）⁴⁸、1991年危険犬法（the Dangerous Dogs Acts 1991）⁴⁹等に基づき、裁判所、治安判事、又は保安官は殺処分命令を発令することができる。

他方、ノライヌ（stray dog）に対する規制法については、「2006年動物福祉法」とは別に、「**1990年環境保護法（Environmental Protection Act 1990 c.43, EPA）**」に明文規定が存する。すなわち、ノライヌの捕獲、拘束、管理及び殺処分に関する権限は、基本的には自治体（local authority）にあり、これを7日間の留置期間を設定し、その間に所有者を特定し、通知し、保管等手数料を請求し、当該手数料の支払いが行われない場合には、殺処分に至る（同法第149条第6項）⁵⁰。

動物衛生又は公衆衛生の観点からは、「**2015年殺処分時における動物の福祉に関する（イング**

ランド) 規則」(The Welfare of Animals at the Time of Killing (England) Regulations 2015) が今日のイギリスの動物業界のスタンダードとなっている⁵¹。

(6) アメリカ

①連邦法

(i) 「1966年連邦動物福祉法」(The Animal Welfare Act 1966, AWA)

同法に基づいて、所轄行政庁は、法令違反により苦痛を受けていると認められる一定の動物に対する人道的見地からの「没収権(規則制定権を含む)」(AWA 第 2146 条 A 項。なお参照：第 2148 条 B 項 i-2、第 2156 条 F 項。AWR 第 2.129 条 A 項及び B 項) を有する。

没収された動物は、適正飼養・管理ができる他の免許取得者又は登録者若しくは個人に売却又は譲渡されるか、さもなくば人道的な方法により安楽殺される(AWA 第 2156 条 F 項、AWR 第 2.129 条 c 項 1 号乃至 3 号)。劣悪な環境で飼育される(生き続ける)よりも安楽殺のほうが人道的であるとの判断である。

②州法：今日、動物の安楽死的処置(殺処分)を禁じる州(法)は存在しない⁵²。

一例として、カリフォルニア州法は、「すべての州の中で最も動物保護対策において先進的な方策を展開している」^{53 54}と評されるが、刑法典のなかに「殺処分」に関する規定がある

(California Code, Penal Code - PEN § 599e)。すなわち、完治、回復不能な動物(譲渡不可個体)については⁵⁵、所有者が適切な管理の下で所有者の敷地内で飼育する場合を除いて、「警察官」(police officer)や「公的機関の動物保護施設又は動物管理部門に所属する獣医師」

(employee of an animal shelter or animal regulation department of a public agency who is a veterinarian)等から「当該動物を殺処分するよう通知を受けた後 12 時間以内に、その動物の生命を絶たなければならない」とする命令(行政処分)が下される。そしてもし当該命令に背いて殺処分を実施しなかった場合には、「軽犯罪(misdemeanor)」を構成し刑事裁判に発展する。また本件について有罪判決が確定した場合には、「当該犯罪の管轄権を有する裁判所又は裁判官は、警察官、動物保護団体の職員、又は公共機関の動物保護施設又は動物管理部門の職員に対し、当該動物を直ちに殺処分するよう命じなければならない」と規定する。当該規定は、動物を人の私有財産として保障しつつも(合衆国憲法修正第 5 条及び第 14 条)、殺処分(安楽死)されるべき動物にそれを施さないのは、動物福祉の観点から、又は動物ファーストの QoL の観点から犯罪を構成すると解釈するので、これは人の「権利」よりも、動物の動物福祉(QoL)の方が上位概念であるとする法設計に他ならない。

他方、アメリカでは、毎年、およそ 400 万から 500 万人の犬による咬傷事故が発生しており⁵⁶、当該事故は、致命傷に至る危険性を伴うので警察行政として「殺処分」のほか処罰規定を以って取り締まられる。現在 42 の州とコロンビア特別区に「**危険犬法(Dangerous Dog laws)**」が制定されている⁵⁷。例えばニューヨーク州では、緊急避難的に警察官等による銃殺を許容する。すなわち「銃による動物の安楽死は……人又は他の動物に重大な身体的傷害を与える差し迫った脅威をもたらしている動物に対する緊急措置として許可され、かつ本条に規定されている人道的な安楽死方法の使用が不可能である場合、又は重傷を負った動物が苦しんでいて他の方法で助けることができない場合に限る」(McKinney's Agriculture and Markets Law §374(4)(a))と。

《2》海外の主要動物保護団体の安楽殺（殺処分）についての考え方、対応

(1) アメリカ

アメリカ合衆国ヴァージニア州に本拠を置き、世界最大規模⁵⁸の動物の権利擁護団体である「動物の倫理的扱いを求める人々の会」(People for the Ethical Treatment of Animals, PETA)は、「動物の権利」(Animal Rights)⁵⁹を強く標榜し、時折センセーショナルな抗議行動も報じられる団体⁶⁰であるが、当該団体においても殺処分を否定しない。そればかりか動物の安楽死的処置については、「安楽死：慈悲深い選択肢」(Euthanasia: The Compassionate Option)であると宣言する⁶¹。「あなたの伴侶たる動物の生活の質がいかなる治療や薬物療法でもはや改善できないほど低下した場合、安楽死は唯一の人道的な選択肢である」⁶²と。

PETA は、ノラネコに対しても、動物福祉的観点からのひとつのアプローチとして安楽死的処置が有効であると、自身の公式ホームページで表明する⁶³。すなわち、「ノラネコは人間を恐れているものの、家畜化されており、自力で生きていくための備えが不十分である。ノラネコは『老衰』で死ぬのではない。毒殺、銃殺、残酷な人間による拷問、他の動物の襲撃、車に轢かれるか、あるいは寒さや飢餓、狂犬病、猫エイズ、猫白血病、猫伝染性腹膜炎といった非常に伝染性の高い致命的な病気で死ぬのである。」ノラネコは人の支配下、管理下でない放浪生活を営むが故に、「たとえ簡単に治療できる病気であっても、ノラネコにとっては命取りになりかねない。彼らを適切に対処することはまず不可能であり、また定期的に獣医に連れて行くこともあり得ない。」「ノラネコに遭遇すると、多くの人は餌を与え始めるが、餌を与えるだけでは事態を悪化させる可能性がある。ノラネコに餌を与えると、より多くの子ネコを産む能力を高め、その子ネコたちは苦しみ、早死にしてしまう運命にある。ノラネコ自身だけでなく、その子ネコたちの苦しみを防ぐためにも、**ノラネコは路上から排除されることが不可欠である。**」「ネコは、『パン』だけでは生きられないのである。」他方、「ノラネコは、野生生物にとって脅威である。アメリカ鳥類保護協会 (The American Bird Conservancy, ABC) の推計によると、アメリカではノラネコが毎年数百万羽の鳥類や小型哺乳類を殺しており、その中にはコアジサシ (the least tern) やシロチドリ (the piping plover) といった絶滅危惧種も含まれているのだ。」「ノラネコの数は膨大である。適正な里親は深刻な不足状態にある。**ノラネコの社会化の困難さ、そして彼らの生息環境に潜む多くの危険を考慮すると、ノラネコを安楽死させることは、必要かつ最も慈悲深い選択となり得るのである**」(括弧内及び傍点筆者)。もはやこれらの言説について、さらなる注釈は必要なかろう。

アメリカには、PETA 以外にも主要動物保護団体として全米人道協会 (Humane Society of the United States, HSUS⁶⁴)、米国動物虐待防止協会 (The American Society for the Prevention of Cruelty to Animals, ASPCA) があるが、当該諸団体も安楽死 (殺処分) を肯定するステートメントを発出している^{65 66}。

(2) ドイツ

ドイツ動物保護連盟 (Deutscher Tierschutzbund) の運営理念と具体的指針である「ドイツ動物保護連盟所属の動物保護施設規則」(Tierheimordnung des Deutschen Tierschutzbundes 1995) 8 頁にも、治る見込みのない病気やけがで苦しむ動物その他の動物については、動物福祉の観点からむしろ殺処分が必須であると規定する⁶⁷。

(3) イギリス

イギリスの王立動物虐待防止協会 (The Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals, RSPCA) も同様、「安楽死処置は、動物の福祉にとって最善の利益となる場合にのみ実施する。それは、野生復帰 (野生の場合) 又は里親探し (家畜の場合) を視野に入れたりリハビリ

が不可能な場合、身体的又は精神的を問わず、さらなる苦痛を防ぐことを意味する」⁶⁸。但し、「動物自体は身体的には健康であっても……彼らが公共の安全に対して受け入れがたいリスクを及ぼす場合」、すなわち『犬種別規制法』(Breed Specific Legislation) に該当する禁止犬種に該当する犬種」及び「英国政府の侵略的外来種リスト (UK Government's Invasive Alien Species list) に掲載されている動物」は、「法律上、新しい飼い主を見つけたり、野生に戻したりすることが許可されず、殺処分となる」⁶⁹。

RSPCA を一構成員とする「国際コンパニオン・アニマル管理連合」(International Companion Animal Management coalition) は、「人道的な犬の個体数管理に関するガイダンス (Humane Dog population Management Guidance)」⁷⁰を2007年に発出している(以下「2007ガイダンス」という)。その中で「病気があったり、負傷していたり、攻撃性などの重大な問題行動がある場合、安楽死が最善の選択である場合もある。新しい引取り手が見つからない場合、重篤な苦痛を与えずに長期間犬舎生活をさせることは困難かつ多額の費用がかかるため、動物福祉の観点から、長期間の犬舎生活よりも安楽死のほうが好ましい場合もある」(11頁)とし、当該処置は、「人道的」対応であると解する(11頁)。また同ガイダンスは、安楽死処置を可能な限り回避すべく、その前段としての新しい飼い主への引取りを積極的に推進するも、当該引取り手の飼育環境の「福祉基準」が一定水準を満たさない場合には、当該人物には譲渡せず、安楽死処置を断行すべきであると提言する(16頁)。これはQoL——「死に対する動物福祉」の視座に他ならない。またこのガイドラインで示唆すべき点としては、安楽死処置に至る判断基準として当該個体の健康状態や治療の可否、あるいは譲渡の可能性のみならず、保護管理側のコスト(費用対効果)の観点からも安楽死処置判断をしている点である。なおこのガイダンスは、2019年アップデート版⁷¹が発出されているが同様の記述を確認することができる(12頁以下、53頁、62頁)。

さて前述のガイダンスは、主として犬に向けられたものであるが、ネコに対するガイダンスも、同様の団体によって制作されている(「人道的なネコの個体数管理に関するガイダンス (Humane Cat population Management Guidance)」⁷²)。すなわち「(子ネコについては、)再譲渡が不可能な場合、死亡率が高く、その結果苦痛が予想される場合は、子ネコの安楽死を検討する必要がある」(27頁)(括弧内筆者)。「TNR及び保護収容施設/再譲渡センターを含む、ネコに対するあらゆる介入措置において、不治の病気、怪我、又は行動上の問題により再譲渡や返還が不可能であるネコ、又は環境に適応できず、その結果、著しく劣悪な福祉状態にあるネコに対しては、安楽死が必要である。……ノラネコであったとしても、健康であれば適切な里親や生活環境を見つけることは可能である。しかしながら現実には、これを実現している国家はまず以ってして存在しない」。「所有者不明放浪ネコ又は半所有のネコに対する安楽死は、彼らが不適切な場所で生活しており、他の場所に移送又は再譲渡できない場合、最も人道的な選択肢となる。人間に社会化されていない成猫は、緊急時を除きシェルターで飼育すべきではない。シェルター内のネコに対しては、管理された群れとして元の環境に戻せない場合、安楽死の政策を適用すべきである」(31頁)。

(4) 「ノーキル」シェルター (“No-Kill” Shelter)

動物保護団体の中には、「殺処分ゼロ」を標ぼうする、いわゆる「ノーキル」シェルター (“No-Kill” Shelter) も存在する。しかるに当該団体の大半が健康個体、治療又はリハビリによる回復可能個体、すなわち「譲渡可能個体」のみを選別して受け入れ許可とする方針の「限定収容シェルター (a limited admission shelter)」であるとされる。また「ノーキル」シェルターは、収

容能力を超えた際に新規個体の受入れを拒否する「**限定収容政策 (a limited admission policy)**」を採用するため、緊急事態にある動物の放棄や放置につながると批判に晒されている⁷³。この点に関連して PETA は、次のように指摘する。すなわち、「“ノーキル”、すなわち殺処分しないシェルターでは、里親が見つからないと判断された動物は、何年もケージに閉じ込められたまま『倉庫化』されることがある。彼らは引きこもったり、深刻なうつ状態になったり、攻撃的になったりし、これにより里親が見つかる可能性がさらに低下する。ケージのない施設では、恒常的な拘禁の残酷さは回避されるが、意図せず動物同士の闘争や病気の蔓延を助長する可能性がある」と。**PETA は、これら “ノーキル”シェルターを「欺瞞的 (deceptive)」であるとして痛烈に批判する⁷⁴。**また Newsweek において、PETA は、“ノーキル”シェルターは、「殺処分ゼロのステータスを維持するために、引き取られる見込みのない動物たちをただ拒否し、死よりも悲惨な運命に追いやっている」。「殺処分ゼロは崇高な目標である」、しかるに「**望まれないペットで溢れた世界において安楽死は必要悪である**」。目指すべきは、「**殺処分ゼロではなく、出産ゼロ**」であると主張している⁷⁵。なおこの“ノーキル”シェルター (“No-Kill” Shelter) に対する猛烈な批判は、RSPCA も同様の表明をする。すなわち、「我々は、動物の利益を最優先に考え（殺処分を実施する。）、我々は『ノーキルシェルター』ではない。なぜなら、**『ノーキルシェルター』は、しばしば非人道的方法で命を延命させるからである**」⁷⁶。

以上

¹ この分類は、鶴田尚美「ペットの安楽死における倫理的問題」（『社会と倫理』（南山大学社会倫理研究所）第 27 号（2012 年）154 頁以下、157 頁。）を参考にしつつ、筆者が作成したものである。

なお、Alexandra Kleinfeldt, “Detailed Discussion of Animal Euthanasia”, 2017

(<https://www.animallaw.info/article/detailed-discussion-animal-euthanasia>) によれば、安楽死について 3 つに分類して解説する。すなわち、「**医療的安楽死 (Medical/Health Euthanasia)**」、「**経済的安楽死 (Economic Euthanasia)**」及び「**便宜的安楽死 (Convenience Euthanasia)**」である。同論文の定義によれば、「**医療的安楽死**」とは、「病気や高齢により伴侶動物の寿命が尽きたことを踏まえて、当該動物の QoL を最優先に考え、動物にとって最善の利益 (best interest) となるよう医学的見地から行われる。このような判断は、動物を苦痛から解放し、苦痛や苦悩を不必要に長引かせることを避けることを目的に実施される。飼い主と獣医師は、動物が尊厳を持って『眠りにつく』 (for the animal to “go to sleep” in dignity) という決断である」と解される。「**経済的安楽死**」とは、「飼い主自身が経済的に困窮し、ペットの継続的飼育・管理費又は治療費を支払うことができず、ペットを安楽死させる以外に選択肢がなくなった場合、獣医師と相談のうえ実施するものである。なおアメリカでは、このような理由に基づく安楽死決定は、倫理的に問題を生じる可能性はあるものの、それを禁制する州法は存在しない」。最後の「**便宜的安楽死**」とは、「引っ越しをしてペットのための十分なスペースを確保できなくなった、かわいい子犬が成犬になり、飼い主からすると可愛くなくなった、などである。飼い主が『飼うことに不都合がある』という理由で、健康なコンパニオンアニマルを安楽死させるというもので、これも倫理上の問題があるものの、法律では、便宜的安楽死を求める飼い主に対する制約はほとんどないか、全くない」である。

² 本稿において、「殺処分」概念を飼養動物と野生動物で区別して考察する理由は、以下の 2 点による。すなわち、まず第 1 点目は、飼養動物と野生動物とでは、それぞれ適用される法律を異にするからであ

る。すなわち前者は動愛法が適用されるが、後者にはその適用はなく、主として鳥獣法又は外来生物法である。動愛法のコンメンタールには以下の記述を確認することができる。すなわち、「動物愛護法の対象動物については、法律上明記されていません。ただ、動物愛護法1条の目的規定を見ると、同法は、人のかかわりがある動物を想定していることから、対象動物には、純粋な野生状態の下にある動物は含まれず、飼養動物全般と考えられます」とある（下線部筆者）（東京弁護士会公害・環境特別委員会『動物愛護法入門〔第2版〕——人と動物の共生する社会の実現へ——』（民事法研究会 令和2年）11頁）。同旨のものとして、動物愛護管理法令研究会編著『改訂版 動物愛護管理業務必携』（大成出版社 2016年）6頁。

第2点目は、野生動物に対する「殺処分」は、鳥獣法に基づく狩猟鳥獣（鳥獣法第2条第1項第8号）の場合、飼養動物に対するそれと異なり主として銃器や箱わななどを用いる「法定猟法」（鳥獣法第2条第1項第7項、同法施行規則第2条）に限られるが（外来生物法に基づく「特定外来生物」（同法第2条第1項）等に対する「防除の原則」は、鳥獣法その他の法令遵守を法的義務として規定する（外来生物法第10条の2））、実際上は「錯誤捕獲」のリスクもゼロではなく、十分に動物福祉に配慮できないケースもあり得るからである。

³ この点について「茨城県が実施する犬猫の殺処分が動物愛護法違反であるとの住民監査請求に関する監査結果」（令和元年（2019年）6月11日）によると、「動物愛護法に基づく都道府県が行う犬猫の引き取りにおいて、飼い主（元の所有者）から都道府県への所有権の移転に係る規定はない。」「茨城県が犬猫を引取る場合においては、飼い主は所有権を放棄するが、県は所有権の譲渡を受けず、県に所有権は移転しない。県は、収容した犬猫に関して所有権を主張せず、管理者として、飼養施設にて一時的に飼養を行っている。」（27頁、31頁）とある

（<https://www.pref.ibaraki.jp/kansa/kanichikikaku/documents/kansakekka-juuminkansaseikyuu010611.pdf>）。すなわち、引き取った個体に対して行政は、所有権を取得しない（動物の引渡し者から所有権移転はない）。当該動物に対する管理権（責任）が発生するのみである。

⁴ 動愛法第7条第4項は、飼養動物に対する「終生飼養」を規定するが、その名宛人は「動物の所有者」のみである。また当該規定は「努力規定」として定められているので、ここにいう「終生飼養」は「責務」であって「義務」ではない。

⁵ 内閣総理大臣官房管理室監修／動物処分方法関係専門委員編『動物の処分方法に関する指針の解説』（社団法人日本獣医師会 平8年）

⁶ 『解説本』13頁。併せて、動物愛護論研究会編著『改正 動物愛護管理法 Q&A』（大成出版社 2007年）167頁も参照のこと。

⁷ 当該「指針」にいう「対象動物」とは、「この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物」（「指針」第2「定義」第1号）と定義され、すなわち同法にいうところの「愛護動物」を指標する。

⁸ 内閣総理大臣官房管理室監修／動物処分方法関係専門委員編『動物の処分方法に関する指針の解説』（社団法人日本獣医師会 平8年）43頁以下。

⁹ 「動物福祉」と「動物愛護」とは、全くの異なる概念である。「アニマルウェルフェアや動物福祉という考えは動物が主体なので、人間による動物の利用は認めつつ、動物がどれだけ幸せなのか問われ」る概念である。他方、「愛護というのは日本独特の言い方で……どこの国の法律にもみられない独特の言葉です。ただし『愛護』する主体は人間であり、人間の行為は法律の対象となっているのに対し、アニマルウ

エルフェアや動物福祉という考えは動物が主体なので、人間による動物の利用は認めつつ、動物がどれだけ幸せなのか問われる概念である。また「日本の動物福祉・動物愛護の活動の中では、『死なせない』こと、『生かす』こと、『命』というキーワードをよく見かけますが、動物福祉の考えは、苦痛の有無を重視します。ですから、人間が利用している動物について、『苦しませないために殺す』という考えも広く受け入れられます」との指摘される（加隈良枝「ペット販売：欧米の事情について」『ヒトと動物の関係学会誌』（ヒトと動物の関係学会 2012年）23頁）。加えて、佐藤論文では、動物愛護とは、「動物を愛し護ろうとする気風やそれに伴う情操涵養」である。「すなわち、愛護では人が主体であり、動物へ配慮した結果、動物の状態がどう変わったのかの評価は不問の倫理である。」他方、動物福祉（animal welfare）は、「語源的には動物（アニマル）が、望みに沿って（ウェル）、生活する（フェア）ことである。すなわち AW では、我々の行為が、動物の望みに沿った生活に貢献できたかの科学的評価を必要とする倫理である。従って、AW の訳語を愛護ではなく、一般に福祉としていることは妥当である。」（佐藤衆介「アニマルウェルフェアの考え方」『畜産技術』2012年10月号3頁

（https://www.jstage.jst.go.jp/article/livestocktechnology/2012/689-Oct/2012_3/_pdf-char/en）。

なお付言するに、「動物の愛護及び管理に関する法律」（傍点筆者）の英訳（環境省）は、“the Act on Welfare and Management of Animals”（下線筆者）とするが、これだと誤ったメッセージを海外に発信していないか懸念するところである。

¹⁰ スポーツハンティングは、日本ではあまり馴染みのないものであるが、欧米諸国を中心として自然生態系保全と地域経済の両方の持続可能な発展を目指す政策である。その起源は、古代エジプトやアッシリアの帝王の「権力の誇示」、11世紀以降はヨーロッパ王侯貴族の「特権階級の社会的優越性の誇示」であったと解されるが、20世紀に入ると、セオドア・ルーズヴェルト（アメリカ合衆国第26代大統領）の「ルーズベルト・ドクトリン」を精神的萌芽として、その後の自然生態系保全と地域経済双方の持続可能な発展に寄与する「護るために殺す」政策が積極的に展開される。このスポーツハンティングは、例えばサハラ以南のアフリカ23カ国で許可され、年間収益は少なくとも2億100万米ドルであり莫大な経済効果を生んでいるとされる（P. A. Lindsey, P. A. Roulet, S. S. Románach, “Economic and conservation significance of the trophy hunting industry in sub-Saharan Africa”, *Biological Conservation*, vol. 134(2007), pp.455-469）。このスポーツハンティングに関しては、その歴史、そして「動物の権利」論及び野生動物保全論の視点から大局的に考究したものとして、安田章人『『娯楽のための狩猟』の歴史と現状——スポーツハンティングの萌芽、発展、そして存続——』『動物観研究』No. 18(2003年) pp. 3-8がある。

ちなみに「ルーズベルト・ドクトリン」とは、次の3原則である。すなわち、

- ① 狩猟鳥獣を含め野生動物は一つの「まとまり」である。
- ② 野生動物の賢明な利用を通じての保全は公的な責任である。
- ③ 科学はその公的な責任を果たすためのツール（道具）である。

当該教義^{ドクトリン}は、その後の野生動物管理行政（ワイルドライフ・マネジメント）においては、「さまざまな紆余曲折を経ながらも、なお確固として現在につながっている」と解される（三浦慎吾『ワイルドライフ・マネジメント入門（岩波科学ライブラリー145）』（岩波書店 2007年）17頁以下。なお上記の「ルーズベルト・ドクトリン」の翻訳も三浦論稿を参照した）。

¹¹ 都道府県等に引き取られた犬猫の収容日数に関して、3日～4日が最も多く53%、次いで、5日～6日（9%）、7日～8日（13%）、9日以上（11%）、決まっていない（12%）、その他（1%）、1日～2日（1%）である（環境省「資料3 犬ねこの引取りや殺処分等」

（https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/arikata/h16_05/mat04.pdf）7頁。このように自治体によって保管期間（殺処分への移行日数）は、まちまちである。しかるに筆者が注視したいのは、収容

期間が1日乃至4日程度（総計54%）でどの程度譲渡の機会を与えられるのであろうかということである。また「決まっていない」が11%あるが、その場合、期限を定めずに無制限に保護収容している可能性があり、これが新規引取り事業の停滞、又は劣悪な環境での保護収容、あるいはあるべき殺処分の不履行を惹起しかねず、いずれにしても当該事業に関する自治体経営については、その費用対効果に関する評価も包含して、評価法務としては問題があるように考える。

¹² 『解説本』25頁。

¹³ 春藤献一「『動物の保護及び管理に関する法律』における法案条文策定過程の検討——理念規定及び犬・猫引取義務規定を中心に」『日本研究』№61（2020）。そのほか動愛法及び我が国の動物法制について、その歴史的変遷を考察したものとしては、牧野高志「動物愛護管理法の変遷と課題」『志學館法学』第18号（2017年）97-117頁がある。

¹⁴ 当該犬猫に、たとえ首輪が装着されていたとしても、それは一定期間飼いイヌ、飼いネコであったことを証明するにすぎず、所有者不明の犬猫であることには変わらない。また当該屋外に居る犬猫は、野良であるか否かにかかわらず、公衆衛生上の問題を惹き起こす存在であるには変わらない。

¹⁵ 石毛正純『法制執務詳解《新版Ⅲ》』（ぎょうせい 令和3年）599頁。

¹⁶ 公益社団法人日本動物福祉協会『年次報告書2024』掲載の「多頭飼育問題について」という記事参照（3頁以下）。

¹⁷ 犬猫等販売業者に対しては、「終生飼養の確保」が義務化されたが（動愛法第24条の4）、当該規定は、「犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない」と規定するので、当該事業者自らが終生飼養せずとも、「動物愛護団体などと連携して譲渡先を見つけることも終生飼養の確保に含まれ」と解される（『入門』63頁）。また「やむを得ない場合」まで終生飼養することを義務づけるものでもないため、例えば、「犬猫等販売業者が飼養・保管することが周辺の生活環境の保全に支障を生じさせるような」場合は、当該義務を免除されると解される（『入門』64頁。参照：動愛法施行規則第21条の2柱書但し書き）。すなわち当該義務規定は、絶対的に例外を認めない法的義務とは設計されていない。

¹⁸ 公益社団法人日本動物福祉協会『年次報告書2024』掲載の「多頭飼育問題について」という記事参照（3頁以下）。

¹⁹ 太田匡彦「闇ペットビジネスの実態「殺さないで死ぬまで飼う。僕みたいな商売、必要でしょう」……巨大化するペット市場で横行する「回しっこ」「引き取り屋」とは」（集英社オンライン2024年9月16日）（<https://shueisha.online/articles/-/251542>）、同「『引き取り屋』という闇『殺さずに、死ぬまで飼う。ペット店には必要な商売でしょ』」（朝日新聞・朝日新聞デジタル2015年5月15日（<http://sippolife.jp/article/2015051400005.html>））。

なお「引取り屋」のすべてが劣悪な飼育・管理をしているとは言い切れないまでも、このような犬猫等動物関連事業者が自身の不要個体を「引取り屋」等に譲渡する契約について、一部、**権利の濫用の法理（民法第1条第3項、第90条）**を以って、当該契約が無効になり得るとする裁判例がある。すなわち、「所有者による引渡請求権の対象が愛護動物である場合には、その対象が命あるものであることに鑑みると、当該動物の占有が所有者から占有者に移転するまでの経緯、当該動物の年齢や体調等、引渡し当該動物に与える影響その他の事項に照らし、当該動物を引き渡すことが社会通念上著しく不当であると認められる場合には、その引渡請求権の行使は権利濫用としてゆるされないものと解される」（東京地裁平成29年10月5日（LEX/DB 文献番号25539752））。

²⁰ 同様の懸念を表明するものとして、打越綾子『日本の動物政策』（ナカニシヤ出版 2016年）38頁、牧野高志「動物愛護管理法の変遷と課題」『志學館法学』第18号（2017年）112頁）。

²¹ 脚注3の茨城県に対する住民監査請求に関する監査結果参照。

²² UDARでは、①人間の愛玩動物や畜産動物等の飼養動物の所有・利用（第4条）、②人間の生存に必要な不可欠な狩猟、漁業等野生動物利用（第4条）、③展示、ショー、映画における動物利用（第5条第3項）、④動物実験の肯定（第6条）、⑤情操教育又は環境教育における動物利用（第10条）について、それぞれ動物福祉的配慮を前提としつつ、明文規定を以って肯定する。

²³ 本稿では、1989年改訂版を訳出する。

²⁴ 1979年初版では「動物を殺さなければならない場合、それは瞬時に、かつ苦痛を伴わずに行われなければならない」（第3条第2項）とあり、若干の表現の変更はあるものの実質的に内容変更はないと考えられる。なお1979年版では、動物は、人間が正当な理由（必要性）を以って食料、使役、実験、展示、教育等に利活用する存在とあると明記され（第6条乃至第10条）、かつ「動物が食用に飼育されている場合は、動物に何ら不安も苦痛も与えぬようなやりかたで、食餌と住居を与え、死に至らしめなければならない」（第9条）という規定があったが、これは1979年版の公布直後より北米を中心とする菜食主義者等からの抗議を受けて、当該宣言の起草に当たっていた国際動物権利連盟（the International League of Animal Rights）は、当該規定の改廃が必然的であると考え、1989版に至ったとのことである（Jean-Marc Neumann, *The Universal Declaration of Animal Rights or the Creation of a New Equilibrium between Species*, in *Animal Law Review*, Vol. 19-1(2012)p.99, especially p.100.）。

²⁵ 遠藤真弘「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況——イギリス、ドイツ、アメリカ——」『調査と情報——ISSUE BRIEF——』（国立国会図書館）第830号（2014）2頁。

²⁶ なお同様な規定は、第11条第3項b号でも確認できる。

²⁷ 同条約における「迷い動物」の定義は、「飼い主を有しないか、あるいは所有者又は管理者の家屋の境界外に居るペット動物であって、かついかなる所有者又は管理者の管理下又は直接の監督下にもないペット動物」である（第1条第5項）。いわゆるノライヌやノラネコといった野良動物を基本的に指標するものと考えられるが、しかるに単に「飼い主を有しない」のみを定義するのみではなく（当該規定だけだとノライヌ、ノラネコ等の無主物を指すものと解される）、所有者等の家屋の外にいて、かつ当該人物の管理下でない個体ということなので、ここには放し飼い状態の飼養動物のほか逸走又は遺棄された飼養動物も包含されることとなる。すなわちここにいる「迷い動物」とは、「屋外にいる動物全般」ということになる。しかるに人に危害を加えたり、人獣共通感染症のリスク、さらには在来種を捕食、侵襲し自然生態系破壊し得る、すなわち法的に規制されなければならない「動物」と解釈する場合には、当該動物が野良（無主物）か否かは、およそ関係なく屋外に居て人の管理下でないすべての動物を法的包囲網にかけなければならないので、当該条約の概念の立て方は正鵠を射ていると考える。

²⁸ 欧州法協力委員会（Commission for the Efficiency of Justice、CEPEJ）の公式ホームページの「ペット動物の保護」（Protection of Pet Animals）のページを参照のこと

（<https://www.coe.int/en/web/cdcj/pet-animals>）。

²⁹ 同条約の解説書（Explanatory Report to the European Convention for the Protection of Pet Animals（strasbourg, 13.XI. 1987）№20）には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン、1973年）や「ヨーロッパの野生動植物及び自然生息地の保全に関する条約（ベルン、1979年）あるいは「移動性野生動物の種の保全に関する条約」（ボン、1979年）といった野生生物の保護に関するいかなる国際条約に抵触する動物の飼育又は所持は、同条約の締約国においてペットとして飼育してはならないと明記されている（<https://rm.coe.int/16800ca43a>）。

³⁰ 諸橋邦彦「欧州におけるペット動物保護の取組みと保護法制」『レファレンス』平成23年1月号72頁。

31 法が「動物」を「人」と同様の「被造物」（アブラハムの宗教における神によって創造された天地万物）であるとの解釈は、同法の1986年改正で導入されたものであるが、この観念は、前述の「EU 運営条約」第13条の「動物が知覚を有する存在である」（animals are sentient beings）と通底するものがある。なお、動物保護法の1986年改正を受けて、それに対応する形でドイツ民法（Bürgerliches Gesetzbuch）も動物に関する規定の大幅な改正をしている（浦川道太郎「ドイツにおける動物保護法の生成と展開——付・ドイツ動物保護法（翻訳）——」『早稲田法学』第78巻第4号（2003年）197頁）。すなわち、ドイツ民法の第1編総則第2章の表題を「物」から「物及び動物」と改め、かつ「動物は物ではない。動物は、特別法により保護される。」と規定する第90a条を挿入した。そしてこれを受けて同第903条2文には、「動物の所有者は、その権能を行使するにあたって動物保護のための特別規定を遵守しなければならない」として、動物に対する所有権を認めるとともに、所有者には動物に対する一定の法的責任（義務）があることを明記した。さらには同第251条第2項2文には、「負傷した動物の治療に要した費用は、当該動物の価値を大幅に超過したとしても、その費用は過分でない」として、動物に対する治療費（賠償額）が動物の実質的な経済的価値（価格）を凌駕したとしても、当該費用全体が（賠償）請求額になり得るとした。

32 同様の内容は、同法第3条第5項乃至第11項及び第13項にも規定されている。

33 飼養動物たる脊椎動物に対して、合理的理由を欠く殺傷行為又は残虐性、継続性若しくは反復性を有する虐待行為については、「3年以下の自由刑（Freiheitsstrafe）又は罰金刑（Geldstrafe）に処せられる」（第17条第1項及び第2項）と規定し、その以外の「故意又は過失」による殺傷行為又は虐待行為も「秩序違反行為」（Ordnungswidrig）として最高25,000ユーロ以下の過料（Geldbuße）に処すると規定する（第18条）。

34 当該法的義務に対しては、所轄行政庁は、飼養者に対する改善（第16a条第1項第1号）又は当該飼養者からの動物の没収（同条第1項第2号）等に関する措置命令権を有する。なお没収された動物に対しては、所轄行政庁は、保護又は譲渡の可能性に努めるが、それが実際上不可能と判断した場合には、「飼育者の費用負担で、その動物に苦痛を与えない方法で安楽死させることができる」と規定する（同号）。さらに「第17条による違法行為により有罪判決を受けた者、又は責任無能力が立証されたこと若しくは責任無能力が排除されなかったことのみを理由として有罪判決を受けなかった者に対して、裁判所は、その者がさらに第17条による違法行為を行うであろう危険が存在する場合には、あらゆる種類又は特定の種類の動物の保有並びに取引若しくはその他の職業上の動物との関わりを、1年以上5年以下の期間又は永久に禁止することができる」（第20条第1項）、当該規定違反に対しては「1年以下の自由刑又は罰金刑に処する」（第20条第3項）と定めている。加えて第20条第1項の裁判所の禁止命令には仮処分も容認される（第20a条）。このように安楽殺に係る費用弁済義務を飼養者に課したり、又は将来に亘って動物の保有等を処罰規定付きで禁止するといった法設計は、確実に所有権に対する実効的規制に他ならず、これは適正飼養に係る飼養者責任の実効的担保として有効であると考えられ、換言するに、殺処分の事実上の減少に資する実効性ある法設計であって、我が国の動物法制の今後を考えるに際して大いに参考にすべきであると考ええる。

35 当該規定（動物の殺処分）は、以下のとおりである。すなわち、「脊椎動物は、効果的な鎮痛（麻酔）により知覚及び感覚を失った状態で、又はその他の状況において、その状況に応じて妥当と認められる範囲で、苦痛を与えない方法で殺処分されなければならない。狩猟の適切な実施又はその他の法的規定に基づき、麻酔なしでの脊椎動物の殺害が許可されている場合、または許可された害虫駆除措置の一環として行われる場合、その殺害は、避けられない痛み以上の苦痛を与えない場合にのみ行うことができる。脊椎動物を殺害できるのは、そのために必要な知識と技能を有する者に限られる」（第4条第1項）。「職業上又は業務上、定期的に脊椎動物を殺す目的で麻酔をかけたり殺したりする者は、所管官庁に対して専門知識の証明を提出しなければならない。第1項に基づく活動において、監督者の立会いのもとで家禽を殺す目的で麻酔をかけたり殺したりする場合は、動物に麻酔をかけたり殺したりする者だけでなく、監督者も専門知識の証明を提出しなければならない」（第4条第1a項）（傍点筆者）。

³⁶ 当該規定は、以下のとおりである。すなわち、「家、農場又はその他人の管理下にある、虚弱、病気、流産又は高齢の動物で、その生存が回復不可能な痛みや苦痛を伴うものを、即座に苦痛なく殺処分する以外の目的で譲渡又は取得すること」は、「何人においても禁止する」。

³⁷ 動物福祉法に基づく動物実験及びその終了時における当該動物の殺処分に関しては、「指令 2010/63/EU」に基づく（第 8 条第 4 項）。また「指令 2010/63/EU」にも同様の規定を確認することができる。すなわち、「実験の終了時点において、動物を生存させておくか否かについては、獣医師又はその他の資格を有する者によって判断されなければならない。中程度又は重度の痛み、苦痛、苦悩又は継続的な危害が残存すると予想される場合においては、当該動物を殺処分しなければならない」（第 17 条第 2 項）。

³⁸ 「屋外ネコ」は、「ドイツ連邦狩猟法」からのアプローチのほか、口蹄疫や豚熱といった家畜伝染病の病原体の機械的伝播のリスク又は SFTS や狂犬病といった人獣共通感染症のリスクなど公衆衛生行政上も看過できない存在であるとして、ドイツでは、「家畜伝染病の予防及び制圧に関する法律」（いわゆる「動物健康法」）を基幹法としてネコの飼養規制が敷かれている。この点に関する詳解については、拙稿「いわゆる『ネコ問題』に対する法解釈学的及び法政策学的挑戦——奄美大島・徳之島の『飼い猫適正飼養条例』の改正に触れながら」『法律論叢』（明治大学法律研究所）第 91 巻第 4・5 合併号（2019 年）273 頁以下を参照されたい。

なお動物福祉法第 4 c 条第 2 項第 1 号 a は、「動物伝染病に関する規定により殺処分が義務付けられている、又は命令されている場合」には、鶏（*Gallus gallus* 種）に代表される家禽の雛の殺処分の禁止（第 4 c 条第 1 項）を解除しているので、「動物健康法」は、「動物福祉法」（一般法）に対する特別法と位置付けられると解される。

³⁹ 日本は、飼い主の有無、すなわち飼養動物か否かで法の領分を確定する。飼養動物が「動愛法」の領分で、野生動物を所管するのが「鳥獣法」である。しかるにノラネコとノネコは、両方とも無主物であり、外観上俄かに判別不可能なものでありながら、ノラネコは、愛護動物として動愛法の保護対象とし、ノネコは、鳥獣法上の狩猟鳥獣と規定する。我が法は、その設計上も、また実務実効上も判然としない設計になっている（「参考資料 3」95 頁参照のこと）。

⁴⁰ ドイツ法制は、「殺処分」措置を回避する前提措置として、①飼い主責任の徹底（「動物保護法」第 13b 条）、②犬猫の放し飼い禁止（「家畜伝染病の予防及び制圧に関する法律」第 32 条第 2 項及び第 3 項）、及び③ノラネコ等への給餌給水に対する規制（「連邦狩猟法」第 28 条第 5 項前段）といった制度がともに罰則付きで設計されている。ドイツの「殺処分」及びその回避措置に関する詳細については、諸坂 2019、270 頁以下を参照のこと。

⁴¹ 野島利彰『狩猟の文化——ドイツ語圏を中心として——』（春風社 2010 年）111 頁以下、遠藤論文（脚注 25）9 頁。

⁴² 同法は、動物の所有者等に課された「適正飼養義務」違反に対して、「不必要な苦痛（Unnecessary suffering）」（第 4 条）や「毒物の投与（Administration of poisons）」（第 7 条）などの動物虐待行為同様の懲役刑及び罰金刑を用意する（第 32 条 2 項）。

⁴³ ここにいう「不必要な苦痛」の構成要件とは、以下のとおりである。すなわち、①作為又は不作為のいずれかを問わず動物に苦痛を与えていること（第 4 条第 1 項 a 号）、②前号の作為・不作為行為によって動物への苦痛という結果を齎す、又はその恐れがあることを知っていたか、あるいは知っていて然るべき状況にあること（同項 b 号）、③当該動物が保護動物であること（同項 c 号）、④当該苦痛が不必要なものであること（同項 d 号及び第 2 項 d 号）、⑤上記の「不必要な苦痛」が当該動物に対して管理責任を有する者の行為（同条第 2 項 a 号）、又は⑥それ以外の者による行為であること（第 2 項 b 号）、⑦⑤又は⑥の人物が「不必要な苦痛」の発生を認識していたこと、又はあらゆる状況において合理的に期待される防止措置を講じなかったこと（第 2 項 c 号）を構成要件とする。また「不必要な苦痛」の概念定義につい

ては、(1)当該苦痛が合理的に回避又は軽減可能であったか否か（同条第3項a号）、(2)当該苦痛を惹き起こした行為が、関連法令又は当該法令に基づき発行された許可証若しくは実施要綱に適合していたか否か（第3項b号）、(3)当該苦痛を惹き起こした行為が(i)当該動物の利益に資するか否か、(ii)人、財産又は他の動物を保護する目的で行われたか否か（第3項c号）、(4)当該苦痛が比例原則に照らし合わせて合致するか否か（第3項d号）、(5)当該行為が、あらゆる事情を考慮したとき、合理的に有能かつ人道的な者による行為であったか否か（第3項e号）である。なおこの点については、箕輪さくら「〈研究ノート〉イングランドの動物虐待に関する判断基準：『不必要な苦しみ』テストとその展開」『上智法學論集』第61巻第3・4号（大和田滝恵教授退職記念号）（2018年）131-140頁、諸橋論文（脚注30）83頁を参照のこと。

44 ここにいう「検査官」とは、同法執行に際して国務大臣（イングランド）若しくは国会（ウェールズ）又は地方自治体から正式に任命された者をいう（第51条第1項、第62条第1項）。

45 参照、諸橋論文（脚注30）84頁。

46 なおスコットランドにおける同様の判断については、第47条第8項が根拠規定である。

47 なおスコットランドにおいて剥奪又は押収に係る処分（スコットランドにおいては「差押え命令（seizure order）」という（第48条第1項。））がなされた場合の被害動物の殺処分については、第47条第2項(b)(i)又は第48条第3項(b)(i)が根拠条文となる。但し、イングランド同様、「裁判所は、動物の殺処分を伴う差押え命令を発令する場合には、獣医師が提出した（口頭又は書面による）証拠に基づき、殺処分が当該動物の利益にかなうと確信した場合に限る」と規定される（第48条第6項）。

48 危険犬に対する殺処分命令は、1871年法が第2条、1906年法は、1871年法第2条の援用規定として第1条第4項である。またノライヌに対する殺処分命令は、1871年法が第1条、1906年法が第3条に基づいて警察権限行使を容認する。

49 同法における危険犬に対する殺処分は、第4条第1項a号、第5条第4項にその規定を確認することができる。なお同法は、1997年に改正されるが（the Dangerous Dogs (Amendment) Act 1997）、それによると1991年法に追加規定として、第4A条第1項、第4項、第4B条第1項及び第3項に危険犬に対する殺処分が規定されている。

50 参照、遠藤論文（脚注25）3頁。

51 屠殺又は殺処分の際における動物福祉に関するイギリスの細則（ガイダンス）等については、環境・食糧・農村地域省の公式ホームページ「殺処分時の動物の福祉に関する法規集—食肉処理場、屠殺場、小規模生産者、個人を対象とした動物福祉に関するガイダンス」

（<https://www.gov.uk/government/collections/welfare-of-animals-at-the-time-of-killing>）を参照のこと。

52 Kleinfeldt（脚注1）なお当該論文には、ノースダコタ州のみ法律が制定されていないと記されているが、筆者が調査したところ、現在は、ノースダコタ州においても、主に公衆衛生と安全、特に狂犬病の制御に関連して安楽死規定を確認することができる（North Dakota Century Code Title 23. Health and Safety § 23-36-03. Enforcement authority）。

53 Animal Legal Defense Fund, *Laws that Protect Animals*. (<https://aldf.org/article/laws-that-protect-animals/>)

54 例えばカリフォルニア州は、州法としては全米初となる、いわゆる「パピーミル」、すなわちブリーダー由来個体の店頭販売の全面禁止する法律——「ペットの救助及び里親に関する法律」（The Pet Rescue and Adoption Act, Assembly Bill 485）を2017年5月成立させた（2019年1月施行）。この法律は、ペット動物の生産、管理、流通における動物福祉の向上を大目的とし、実践的には商業的ブリーダーからの販売の抑制、劣悪な飼育環境やペットの過剰繁殖問題を防ぐと同時に、保護動物の譲渡促進を目指すことを

目的とする。すなわち販売に供されるペットは、公共の動物管理機関、シェルター、又は救済団体から入手したネコ、イヌ、ウサギのみとした。また同法は、販売する動物の出自や健康状態に関する詳細な情報に関する厳格な開示義務や所轄行政庁に対する動物の入手経路の記録及び報告義務を課した。当該規定違反の事業者に対しては、「初回違反に対して 1,000 ドル、2 回目の違反に対して 2,500 ドル、それ以降の違反に対しては 5,000 ドルの民事罰が科せられる」(California Code, Health and Safety Code - HSC § 122354.5)。カリフォルニア州の取組みは、現在全米で年間 92 万匹 (イヌ 39 万匹、ネコ 53 万匹) の殺処分 (YAHOO! JAPAN ニュース「ペットショップでの犬猫販売が禁止に。ペット販売業界に異変が起きている米最新事情 (安部かずみ)」(<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/e9bd28701218ff4e305241529549df62c216eea0>)) の軽減に確実に資すると考えられる。

⁵⁵ 他方、カリフォルニア州法は、譲渡可能な健康個体又は治療可能個体の殺処分を禁じている。すなわち、「適切な家庭に引き取られる可能性のある動物は、安楽死させてはならない。引取り可能な動物とは、生後 8 週間以上の個体で、収容時又は引き取られた時点以降で、健康又は安全上のリスクを齎す可能性のない、又はペットとして飼育するのに不適となり得る行動上又は気質上の欠陥の兆候が見られず、かつ動物の健康に悪影響を与える、又は将来的に悪影響を与える可能性のある病気、怪我、先天性又は遺伝性疾患の兆候が見られない動物のみとする」(Cal. Penal Code § 599d(a))。また「治療可能な動物は安楽死させてはならない」(Cal. Penal Code § 599d(b)) と規定する。

⁵⁶ Charlotte Walden, State Dangerous Dog Laws, 2019 (<https://www.animallaw.info/topic/state-dangerous-dog-laws>)

⁵⁷ 各州の法制度については、Walden (脚注 55) に詳しく解説されている。

⁵⁸ PETA は、イギリス、フランス、ドイツのほか、自然環境保全政策において最先端の政策展開をみせるオーストラリアやニュージーランド、またインド、香港、フィリピンなどのアジアにも支局をもつ (<https://www.peta.org/about-peta/>)。

⁵⁹ この「動物の権利」とは、「動物愛護」や「動物福祉」とは似て非なる概念、主張である。動物の権利については、「1970 年代から西欧を中心に広まった考え方で、動物には人間に搾取されることなく本性に従って生きる道徳的な地位と権利があり、人間と平等な配慮が必要である、とするものである。その適用範囲は『意識ある動物』と定義されることが多いものの、主張する人や団体によって対象となる動物種が異なる曖昧な点がある……。動物福祉の考え方とはっきり異なる点は、(動物が望まぬ限り) 人間が動物を所有や利用することを認めない点で、基本的に動物実験や殺傷はもちろんのこと、食用の利用も否定するものである」(石川創「動物福祉とは何か」『日本野生動物医学会誌』(2010) 15(1), 2 頁以下)。「動物の権利 (動物解放)」論に関して、動物愛護及び動物福祉との相違点も含めて考察した論稿としては、平石隆敏「動物への配慮——個体主義的なアプローチ——」(第 7 回日本生命倫理学会年次大会ワークショップ「動物への配慮と環境問題」発表原著)『生命倫理』vol. 6 No. 1 (1996 年) 75-78 頁がある。当該テーマを倫理学の視点から考究したものとしては、渡辺啓真「人間・動物・環境」(第 7 回日本生命倫理学会年次大会ワークショップ「動物への配慮と環境問題」発表原著)『生命倫理』vol. 6 No. 1 (1996 年) 79-83 頁がある。

⁶⁰ PETA は、自身の公式ホームページ (<https://www.peta.org/about-peta/>) で、ミッションステートメントを次のように紹介している。PETA は、「世界最大の動物解放団体であり、世界中に 900 万人を超える会員と支援者を有している。／PETA は、種差別主義 (speciesism) ——人間至上主義的世界観 (a

human-supremacist worldview) ——に反対し、最も多くの動物が最も過酷な苦痛を最も長く受け続けている4つの分野、すなわち実験施設、食肉産業、衣料品産業、エンターテインメント産業に焦点を当てている。また PETA は、家畜化された動物（ペット）への虐待同様、しばしば『害獣』と看做されるネズミ、鳥、その他の動物に対する残酷な殺害など、多様な問題にも取り組んでいる。／PETA は、公衆啓発活動（public education）、調査報道（investigative newsgathering）と研究報告、動物の救出、立法活動、特別イベント、著名人の参画、抗議キャンペーンを通じて活動している」と。そして 1980 年の設立以来の抗議活動、動物救済の実績については、公式ホームページで公表している

(<https://www.peta.org/about-peta/milestones/>)。

⁶¹ 典拠：<https://www.peta.org/issues/animal-companion-issues/animal-companion-factsheets/euthanasia-compassionate-option/>

⁶² PETA, *The Loss of a Companion Animal*（邦語タイトル：「コンパニオンアニマルを亡くして」）(<https://www.peta.org/issues/animal-companion-issues/animal-companion-factsheets/loss-companion-animal/>)

⁶³ PETA, *Feral Cats: Trapping is the Kindest Solution*（邦語タイトル：「ノラネコ：捕獲こそが最も優しい解決策」）(<https://www.peta.org/living/animal-companions/feral-cats/>)

⁶⁴ 現在は「Humane World for Animals」と改名されている。

⁶⁵ HSUS, “*Statement on Euthanasia*,” August 8, 2013.

(http://www.humanesociety.org/about/policy_statements/statement_euthanasia.html) ; ASPCA, “Position Statement on Euthanasia.” (<http://www.asPCA.org/about-us/asPCA-policy-and-position-statements/position-statement-on-euthanasia>)

⁶⁶ アメリカのほか、イギリス、ドイツにおける犬猫の殺処分数については、若干古いデータではあるが、遠藤論文（脚注 25）を参照のこと。

⁶⁷ 典拠：https://www.tierschutzbund.de/fileadmin/Seiten/tierschutzbund.de/Downloads/Sonstiges/Tierheimordnung_DTSchB.pdf

⁶⁸ RSPCA における殺処分の実績については、諸橋論文（脚注 30）77 頁以下を参照のこと。

⁶⁹ RSPCA, *Why animal euthanasia is necessary*.

([https://www.rspca.org.uk/whatwedo/care/rehabilitation/euthanasia#:~:text=Our%20euthanasia%20policy,or%20rehome%20\(if%20domestic.\)](https://www.rspca.org.uk/whatwedo/care/rehabilitation/euthanasia#:~:text=Our%20euthanasia%20policy,or%20rehome%20(if%20domestic.)))

⁷⁰ 当該ガイダンスの原文（英語版）については、<https://www.worldanimalprotection.ca/siteassets/reports-pdfs/humane-dog-population-management-guidance-2007-11/>を、日本語版は、<https://www.jaws.or.jp/wp-content/themes/jaws/images/pdf/pdf46.pdf>を参照されたい。なお、当該ガイダンスを制作した RSPCA 以外の構成団体は、世界動物保護協会（The World Society for the Protection of Animals, WSPA）、国際動物愛護協会（Humane Society International, HSI）、国際動物福祉基金（International Fund for Animal Welfare, IFAW）、狂犬病対策同盟（The Alliance for Rabies Control, ARC）及び世界小動物獣医師会（World Small Animal Veterinary Association, WSAVA）である。

⁷¹ 2019 年アップデート版の原文（英語版）については、<https://www.icam-coalition.org/download/humane-dog-population-management-guidance/>を参照されたい。2019 年アップデート版の制作構成員は、2007 ガイダンスの制作者たる RSPCA、HSI、IFAW、世界動物保護（World Animal Protection, WAP）（WAP は、2014 年に WSPA から名称変更されたものである）のほか、新規に「狂犬病対策グローバル連合（Global Alliance for Rabies Control, GARC）」と「フォー・パズ インターナショナル（Four Paws International）」という動物福祉団体の、計 7 者で制作された。なお GARC は、2007 年に米国で設立した非営利団体であるが、これは、前述の ARC（2006 年にイギリスで設立された非営利団体）の姉妹団体

として連携している。

⁷² 典拠：<https://www.icam-coalition.org/wp-content/uploads/2017/03/Humane-cat-population-English.pdf>

⁷³ 典拠：<https://www.ebsco.com/research-starters/social-sciences-and-humanities/no-kill-shelter>

⁷⁴ PETA, *Animal Rights Uncompromised: 'No-Kill' Shelters* (邦語タイトル:「妥協なき動物の権利: 「殺さない」 シェルター」) (<https://www.peta.org/about-peta/why-peta/no-kill-shelters/>)

⁷⁵ *PETA and Euthanasia*, (邦語タイトル:「PETA と安楽死」) Newsweek, Apr 27, 2008 (updated Apr 14, 2011) (<https://www.newsweek.com/peta-and-euthanasia-85753>)

⁷⁶ RSPCA, *Why animal euthanasia is necessary*.

([https://www.rspca.org.uk/whatwedo/care/rehabilitation/euthanasia#:~:text=Our%20euthanasia%20policy,or%20rehome%20\(if%20domestic.\)](https://www.rspca.org.uk/whatwedo/care/rehabilitation/euthanasia#:~:text=Our%20euthanasia%20policy,or%20rehome%20(if%20domestic.)))